

## 地方の道路整備の促進と安定的な財源確保を求める意見書

道路は、地域住民が生活していく上で必要不可欠なものであり、また、経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本となっている。

しかしながら、和歌山県南部における道路整備は大きく立ち遅れており、このことが地域の産業や観光振興、地域住民の生活環境の向上を阻害しているのが現状である。

こうした中、道路特定財源制度は、「本年の税制抜本改革時に廃止し、平成21年度から一般財源化する」こととされ、都市部などと比べて、道路整備が遅れている地方の状況を踏まえると、大変厳しいものであると危惧しているところである。

また、同時に、「地方財政に影響を及ぼさないように措置するとともに、必要と判断される道路は着実に整備する」と示されているが、道路整備に対する市民のニーズは依然として高いことから、地方の道路整備の実情を踏まえ、地方の道路整備の促進と安定的な財源確保に関し、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

### 記

1. 道路特定財源廃止後も、道路整備のために必要な財源は安定的に確保すること。
2. 道路整備の中期計画の見直しにあたっては、地方の道路整備の実情を踏まえ、地域間格差の是正など、地方の道路整備に対する幅広いニーズをくみ取り、地方が必要とする道路整備を計画的かつ着実に推進できるよう留意すること。
3. 地域の生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう、平成21年度以降も地方道路整備臨時交付金を継続すること。
4. 地方の自立的発展に不可欠な、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の整備をより一層強力に促進すること。
5. 特に、懸念されている東南海・南海地震に備え、「命の道」ともなる近畿自動車道紀勢線をはじめ主要道路網の早急な整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月29日

田 辺 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

衆議院議長

参議院議長